

○財務省告示第三百六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十六年九月八日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年十月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四百七十七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八										七										六										五																													
額 最										イ 払										イ 発										イ 募																													
低 行 争 非 者 特 国 入 価										行 争 非 者 特 国 入 価										行 争 非 者 特 国 入 価										入 法 入 決																													
額 行 入 札 格 第 I 加 場 行 争										札 格 第 I 加 場 行 争										札 格 第 I 加 場 行 争										札 格 第 I 加 場 行 争																													
面 金										金 額										金 額										の																													
千 万 円										千 万 円										千 万 円										千 万 円																													
										四 四 五 五										千 額 億 額										込 募 各 当 も 各										価 一																			
										万 千 千 兆										万 面 円 面										み 限 国 てる の 申										格 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ぐ と の 応										格 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非									
										二 八 円										円 金 額 で										の 度 債 市 場 特 別 参 加 者 ぐ と の 申										争 入 札 発 行 一 と いう の																			
										千 百 千										四 千 五 兆										の 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申										入 札 発 行 一 と いう の																			
										五 十 十										五 千 五 兆										の 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申										入 札 発 行 一 と いう の																			
										十 四 億										五 千 五 兆										の 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申										入 札 発 行 一 と いう の																			
										二 千 五 百 二 十										五 千 五 兆										の 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申										入 札 発 行 一 と いう の																			
										十 万										五 千 五 兆										の 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申										入 札 発 行 一 と いう の																			

九	振替単位	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年九月八日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭四厘五毛以上	十九銭四厘九	特別参加市場	非競争入札発	争入札発	償還期限	償還金	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十	イ	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年九月八日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭四厘五毛以上	十九銭四厘九	特別参加市場	非競争入札発	争入札発	償還期限	償還金	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十一	発	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年九月八日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭四厘五毛以上	十九銭四厘九	特別参加市場	非競争入札発	争入札発	償還期限	償還金	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十二	ロ	の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年九月八日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭四厘五毛以上	十九銭四厘九	特別参加市場	非競争入札発	争入札発	償還期限	償還金	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十三		の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年九月八日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭四厘五毛以上	十九銭四厘九	特別参加市場	非競争入札発	争入札発	償還期限	償還金	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十四		の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年九月八日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭四厘五毛以上	十九銭四厘九	特別参加市場	非競争入札発	争入札発	償還期限	償還金	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十五		の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年九月八日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭四厘五毛以上	十九銭四厘九	特別参加市場	非競争入札発	争入札発	償還期限	償還金	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日
十六		の記載又は記録は、最低額面金と	す。整数倍の金額によるものと	平成二十六年九月八日	額面金額百円につき九十九円九	の応募価格	十九銭四厘五毛以上	十九銭四厘九	特別参加市場	非競争入札発	争入札発	償還期限	償還金	償還金額	元金支払額	場所参加	入札参加	者	払込期日